

アイカワヘルパーステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 介護保険法の理念に基づき、要介護状態又は、要支援状態にある高齢者に対し適正な指定訪問介護、訪問型サービスの事業を提供する事を目的とする。

(運営の方針)

第2条

1. 訪問介護員等は、要介護、要支援状態にある利用者の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活が営む事ができるよう、入浴・排泄・食事の介護及び生活全般にわたる援助を行う。
2. 実施にあたり、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、関係区市町村、地域の保健・医療・福祉サービスを提供する事業者等との綿密な連携のもと、複合的なサービスが提供されるよう努力する。

3. 概要

(事業所の名称)

第3条 株式会社 アイカワ (以下、「事業所」という)

(事業所の所在地)

第4条 福島県いわき市四倉町上仁井田字東山 20 番地

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第5条

1. 管理者 1 名 事業所を代表し、業務総括の任にあたる。
2. サービス提供責任者 1 名 事業所に対する指定訪問介護、訪問型サービス（要支援状態の場合、介護予防）の申し込みに関わる調整、訪問介護員等に対する技術指導及び育成、訪問介護計画書の作成等を行う。
3. 訪問介護員等 8 名 指定訪問介護サービスの提供（要支援状態の場合、介護予防）を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条

営業日	日～土 (年末年始 12/29～1/3 は休み)
受付時間	日～土 午前 8 時 00 分～午後 5 時 00 分
サービス提供時間帯	日～土 午前 8 時～午後 5 時 (時間外も可)

(訪問介護の内容)

第7条 指定訪問介護、訪問型サービス（要支援状態の場合、介護予防）の内容は次のとおりとする。

1. 身体介護
2. 生活援助
3. 通院等乗降介助

(利用料及びその他の費用)

第8条

1. 利用料

指定訪問介護、訪問型サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定予防訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その一割の額とする。

2. 実施地域の境界を越えサービスを行った場合の交通費は使用した交通機関により実費請求とします。
3. その他の費用として、キャンセル料を頂く場合があります。

(通常の事業の実施地域)

第9条 いわき全般

(苦情処理)

第10条

1. 窓口

事業所は、利用者、家族等からの事業に関する苦情を迅速かつ適切に対応する為の窓口を設ける

2. 調査協力及び改善

事業所は、利用者等からの苦情に関して各自治体が行う調査に協力するとともに、利用者等からの苦情を受けた時、また、自治体から改善に対する指導、助言を受けた時は迅速にそれらを実施する。

(損害賠償)

第11条 利用者に関する居宅介護支援の提供により、事業所側の賠償すべき事故が発生した場合は速やかに行う。

(緊急時等における対応方法)

第 12 条 訪問介護員等は、業務を実施中に利用者の急変、その他の緊急事態が発生したときは速やかに主治医に連携をするとともに管理者に報告する。(サービス提供時の対応手順による)

(秘密保持)

第 13 条 従業員は業務上知り得た情報について、秘密保持を厳守する。これは従業員が当事業所を退職した後も厳守する。

第 14 条 (虐待の防止、身体拘束等の適正化のための措置に関する事項)

利用者の人権の擁護、虐待の防止、身体拘束等の適正化のために、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対する虐待防止等を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講ずるものとする

第 15 条 (感染症対策のための措置に関する事項)

利用者又は、その家族及び従業員の感染拡大防止のため、責任者の設置と必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対する研修の実施等の措置を講ずるものとする。

第 16 条 (業務継続に関する事項)

感染症の拡大や、自然災害により、業務継続が困難になることを想定し、感染対策、避難経路の確認、早期事業再開への計画を策定し、研修や訓練の実施等の措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第 17 条

1. 当事業の運営規定の概要、体制、緊急連絡等、必要な事項について従業員への説明を徹底し、かつ事務所内に提示する。
2. 訪問介護員等は身分を証する書類を携行し、利用者へ提示する。
3. 訪問介護員等の健康、清潔保持を行う。
4. 訪問介護員等の資質向上の為に教育・研修を行う。

(記録整備)

第 16 条 事業所は、設備、備品、会計及び利用者に関する諸記録を整備する。又、訪問介護サービス計画の記録等、訪問介護事業に関する記録を整備するとともに、その完結の日より 5 年間保持する。

(会計)

第 17 条 会計年度は毎年 3 月 1 日から翌年 2 月末日とする。尚、当事業の会計は他の会計と区別し管理する。

(細則)

第 18 条 この規定に定めるものの他運営に関する重要事項は、株式会社アイカワと事業所の管理者との会議等で協議のうえ定める。

(附則) この規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。